

【目次】

- 1 〔周知〕 高山市若者地元就職支援金/高山市若者地元就職支援補助金のご案内【高山市】
- 2 〔周知〕 高山市雇用調整支援事業補助金と、高山市新型コロナウイルス対策勤労者休業支援事業補助金の申請締め切りのご案内【高山市】
- 3 〔周知〕 インターンシップ支援事業補助金のご案内【高山市】
- 4 〔周知〕 岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金のご案内【岐阜県】

1 〔周知〕 高山市若者地元就職支援金/高山市若者地元就職支援補助金のご案内【高山市】

① 高山市若者地元就職支援金

(1) 支援内容：市内の事業所に就職された 35 歳未満の方に、10 万円（1 回限り）を助成します。

(2) ホームページ

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1005775/1018073/index.html>

② 高山市若者地元就職支援補助金

(1) 支援内容：市内の事業所に就職された 35 歳未満の方が民間の借家、アパート等（勤務事業所の官舎、社宅、社員寮や雇用促進住宅等の公共的な住宅は除く。）の契約時に支払った初期経費用 2 分の 1（最大 10 万円）を助成します。※補助対象経費指定あり

(2) 目的：U・J・I ターン就職者や高校等を卒業して市内の事業所に就職した方への、支援金・補助金により、将来の高山市を担う若者の市内就職を促進するとともに、生活を支援します。

(3) ホームページ

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1018077.html>

〇お問い合わせ先：高山市 商工労働部 雇用・産業創出課 大坪・熊崎

TEL：0577-35-3182

2 〔周知〕 高山市雇用調整支援事業補助金と、高山市新型コロナウイルス対策勤労者休業支援事業補助金の申請締め切りのご案内【高山市】

高山市雇用調整支援事業補助金と、高山市新型コロナウイルス対策勤労者休業支援事業補助金の申請締め切りは 6 月 3 0 日（金）です。

① 高山市雇用調整支援事業補助金

国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）に係る労働者の休業手当相当額または国の上限額のいずれか低い方と、国の助成額との差額（事業者負担分）を補助します。

(1) 対象時期

ア 特に業況が厳しい事業主（国の経過措置） 令和５年１月分まで（対象期間の初日が令和５年１月３１日の分まで）

イ ア以外の場合 令和４年１１月分まで（対象期間の初日が令和４年１１月３０日の分まで）

(2) 申請期限

令和５年６月３０日（金）

※令和５年６月３０日以内であっても国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給決定通知書の受領後２か月を経過している場合は申請を受け付けられませんのでご注意ください。

(3) ホームページ

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1012355/1012375.html>

② 高山市新型コロナウイルス対策勤労者休業支援事業補助金

国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金における労働者の自己負担相当分を、国の上限額の範囲内で補助します。

(1) 対象時期

令和４年１１月分まで

(2) 申請期限

令和５年６月３０日（金）

(3) ホームページ

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1012355/1014594.html>

お問い合わせ先：高山市 商工労働部

雇用・産業創出課 大坪・藤田

TEL：0577-35-3182

３ 〔周知〕 インターンシップ支援事業補助金のご案内【高山市】

就職活動においてもインターンシップでの学生評価を企業が採用選考で利用できるルール改正が行われるなど、企業・学生の双方において、インターンシップの重要性が高まっており、市としても、それぞれの立

場において理解が深まるインターンシップの実施を強く後押しするため、インターンシップ支援事業補助金を設立しています。

①インターンシップの定義

実施期間が 3 日以上 of 学生の就労体験をいう

②補助対象者

市内の事業者(市内に事業所等を設置するもの)

③補助対象事業

令和 7 年 3 月 31 日までに実施されるインターンシップで次の各号を全て満たすものとする。

- (1)インターンシップを目的としたものであること
- (2)事業者が実習生の滞在に要する費用の一部又は全部を負担するものであること
- (3)事業者と実習生が雇用関係にないこと
- (4)市内の事業所などで実施するものであること

④補助対象経費

- (1)市内の賃貸住宅・借家等の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及びハウスクリーニング料。

ただし、事業者が自ら所有する社宅、社員寮に係る経費は除く。

- (2)市内宿泊施設の宿泊料

ただし、(1)、(2)について補助上限額を実習生 1 人当たり 1 日につき 4,000 円とする。

- (3)往復に必要な交通費(補助上限を実習生 1 人当たり 1 申請につき 30,000 円とする)

- (4)その他市長が認めた書類

⑤補助率

1/2(算定した額に千円未満の端数があるときは、千円未満を切り捨てた額を補助金の額とします。)

⑥補助対象期間

同一の実習生が同一の事業所において実習する期間は年度内の延べ日数の上限を 60 日とする。

詳しくは次のホームページをご参照ください。また、下記までお問合せ下さい。

HP : <https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1007370.html>

〇お問合せ先

高山市雇用・産業創出課

TEL : 0577-35-3182 メール : koyou@city.takayama.lg.jp

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方の再就職を促進するため、そうした方を正規雇用労働者として雇用する中小企業事業主に対して、「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」を支給します。

① 支給額

1人当たり20万円（3か月を越えて継続して雇用した場合に限り、1事業所当たり2人まで）

②対象労働者

- ・令和2年1月27日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者
- ・県内に住所を有する者

③対象事業主

- ・対象労働者を令和5年4月1日から令和5年11月30日の間に、ハローワークからの紹介により正規雇用労働者（1週間の所定労働時間が30時間以上）として雇用したこと
- ・岐阜県税の滞納がないこと
- ・対象労働者の主たる勤務地は、県内の事業所とすること
- ・対象労働者を雇い入れた日の前日から起算して3か月前の日から6か月を経過する日までの間に、従業員を事業主の都合で解雇していないこと
- ・支給申請日の前日から起算して過去3年の間に、対象労働者を事業主の都合で解雇していないこと

④提出期限

対象労働者を雇い入れた日から起算して30日以内（当日消印有効）

※令和5年11月30日に雇い入れた場合、令和5年12月29日が提出期限となります

※予算の上限に達し次第、募集を終了します

⑤申請方法

必要書類を提出期限までに郵送

詳しくは次のホームページをご参照ください。また、下記までお問合せ下さい。

HP : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/282752.html>

○申請・お問合せ先

岐阜県 商工労働部 労働雇用課

TEL : 058-272-1111（内線 3663、3664）

メール : c11367@pref.gifu.lg.jp

【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、
rousei555@city.takayama.lg.jp あてにメールでご連絡ください。

○配信停止の場合

タイトル：【配信停止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル:【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス

[illegible]

高山市 商工労働部 雇用・産業創出課内

高山市雇用促進協議会事務局 担当 菊池

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

TEL : 0577-35-3182 (直通)

FAX : 0577-35-3167

E-mail : rousei555@city.takayama.lg.jp

 /